

見積書提出依頼

件名	令和2年度4月ダム統管通信設備運転監視業務
数量等	別冊「仕様書」のとおり
履行期限	令和2年4月1日から令和2年4月30日まで
見積書の提出場所	北部ダム統合管理事務所 総務課
見積書提出期限	令和 2年 3月 31日 13時30分
担当	北部ダム統合管理事務所 総務課 経理係 TEL : 0980-53-2442 FAX : 0980-53-2443
留意事項	<p>1 発注依頼は、原則として見積書提出期限の翌日までに電話連絡いたします。 (発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますので、ご了承ください。)</p> <p>1 『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。</p> <p>2 仕様書等に関する質問等については、上記担当者へ書面(様式自由)により提出お願いいたします。(※FAXによる質問も可。)</p> <p style="padding-left: 40px;">質問受付期間 : 令和 2年 3月26日(木)まで 質問への回答 : 令和 2年 3月30日(月)まで</p> <p>3 見積書は任意様式でご提出願います。但し、下記についてご留意下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出日及び上記件名を記載して下さい。 ・見積金額については仕様書に基づき、予定数量に対する総価を記載してください。(単価についても記載して下さい。) ・見積金額に消費税及び地方消費税相当額(10%)を加算した金額までを記載して下さい。なお、1円未満の端数がある場合は切り捨てることとします。 ・会社名、代表者役職名及び氏名を記載し、代表者印の押印をお願いします。 ・見積書に記載する宛名は、「分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所長 安仁屋 勉」として下さい。 <p>4 契約金額が50万円を超える場合は、請書の提出が必要となります。</p> <p>5 完了払いとします。</p> <p>6 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。</p>

【参考】オープンカウンター方式の対象案件

- ・予定価格250万円以下の工事又は製造
- ・予定価格160万円以下の財産の購入
- ・予定価格50万円以下の財産の売払
- ・予定価格100万円以下の役務

令和2年度4月ダム統管通信設備運転監視業務

特記仕様書

令和2年度

沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. 本特記仕様書は、沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所において発注する『令和 2 年度 4 月ダム統管通信設備運転監視業務』（以下「本業務」という。）に適用する。
2. 本特記仕様書は、国土交通省における電気通信施設運転監視業務共通仕様書（案）（以下「共通仕様書」という。）に示す特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

第 2 条 目 的

本業務は、北部ダム統合管理事務所管内の通信設備、ネットワーク機器、ダム放流設備制御装置、放流警報局等の運転監視を行い、各設備の運用状況の把握と機能確保を目的とする。

第 3 条 遵守事項

本業務は、本特記仕様書によるほか、次の各号に掲げる法令規則等に準拠するものとし、本特記仕様書に明示されていない事項又は疑義及び一部改訂が生じた時は、発注者と受注者が協議したうえ決定するものとし、受注者の一方的解釈によってはならない。なお、技術基準等は契約時における最新版を適用するものとする。

- (1) 電気通信施設運転監視業務共通仕様書（案）
(以下「運転監視共通仕様書」という。)
- (2) その他関係法令規則等

第 4 条 業務の範囲

本業務の範囲は、下記に掲げるとおりとし、本特記仕様書に明示されていない事項であっても、業務上当然必要で軽微な障害箇所の追求及び修理並びに各点検場所の整理整頓及び清掃についても本契約の範囲に含むものとする。

- (1) 運転監視業務
別紙 - 1 に掲げる電気・通信設備の運転監視業務

第 5 条 履行期間

本業務の履行期限は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 4 月 30 日までとする。

第 6 条 監視員

1. 本業務の運転監視業務に携わる監視員は次の要件を満たしていること。
 - (1) 電波法に規定する「第一級陸上特殊無線技士」以上の資格を有する者。
2. 監視員の資格及び実務経験等が確認できる資料を請負契約締結時に監督職員に提出するものとする。

第 2 章 運転監視業務

第 1 条 履行場所

運転監視業務の履行場所は、次のとおりとする。

沖縄県名護市大北 3 丁目 19 番 8 号 北部ダム統合管理事務所

第2条 業務内容

業務内容は以下のとおり監視を行うものとする。

1. 運転監視業務

本運転監視業務の内容は、「運転監視共通仕様書」第28条に定めるほか、下記のとおりとする。

1) 通信施設

- ① 無線回線（多重無線等）の状態監視及び切替操作
- ② 光ネットワークの状態監視及び切替操作
- ③ I P 電話交換装置の状態監視及び切替操作

2) 電気施設

- ① 受変電設備、発動発電機、分電盤、直流電源、C V C F の状態監視及び切替操作

3) システム施設

- ① 河川情報、地震情報、レーダ、ウィルス対策ソフトの状態監視及び切替操作（L A N 回線、データ欠測の監視）
- ② W e b 表示の状態監視

4) その他

- ① 監視対象施設のマニュアル（取扱説明書、I P アドレス表、端局設定資料等）の整理。
- ② 監視対象施設の障害状況の月別整理。
- ③ 施設の停止予定の整理。
- ④ 予備品、消耗品の規格、残数量の管理。

2. 監視業務

1) 施設の監視

- ① ネットワーク監視装置により、3回／日ネットワーク環境の点検を行うものとする。
- ② 監視対象ネットワークは、管内W A N（光R P R 回線、マイクロR P R 回線）、事務所内L A N、インターネット等とする。
- ③ 各種防災情報システムの正常な運用を確保するとともに、運用時の障害の切り分け、操作上のトラブル解決等、運用の支援サポートを行う。

2) 運用状況記録

- ① 日報に運用状況を記録し毎朝1回、監督職員の確認を受けるものとする。

3) 管理内容

- ① 構成管理として、ネットワーク機器の機種、設置場所、財産管理（耐用年数）、接続関係を把握し、構成変更、障害時に速やかに対応できるよう整理するものとする。
- ② 障害管理として、障害記録を作成し整理するものとする。
- ③ 性能管理として、ネットワークのレスポンスタイム、スループット、回線使用率等を調査し整理するものとする。

第3条 運転監視時間

本業務の運転監視時間は、平日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始期間を除く）8：30～17：15とする。

但し、台風・災害時等において監督職員より勤務時間の変更を指示された場合は、この限りではない。尚、契約変更の対象とする。

第4条 障害発生時の対応

機器等に障害が発生した場合、警報項目、内容を的確に認識し、各施設の機能の影響範囲を把握し監督職員への報告及び復旧対応を行うこと。

第5条 運転監視における注意事項

1. 各電気通信施設の動作状況のチェック

運転監視員は常に各施設の状況・機器の保全に留意し、表示（画面）等による異常の発生、変化を常時監視し、状態を把握しておくこと。

2. 障害に対する応急処置

運転監視状況において、障害が発生、もしくは発生が予想される場合は、障害時の応急処置方法により、速やかに実施すること。（対応は無線回線の他、光ファイバ等有線回線とする。）

3. 要請によるシステムの設置及び運用

新たに、電気通信設備を稼働させるための措置及び装置等の構成が要請された場合は、迅速に対応し、システムの運用を開始するものとする。

4. 電気通信設備の試験操作

運転監視状況において、障害等が発生した場合は、必要な試験操作（測定を含む。）を行うものとする。

5. 電気通信設備の軽微な修理

運転監視状況において、障害等の発生及び不備が発見された場合は、軽微な箇所においては応急修理を行うものとする。

6. 電気通信設備の調査

電気通信設備に関する運用上必要な調査を要請された場合はそれに従うものとする。

7. 災害対策用機器の管理

電気通信設備の災害対策用機器は常に良好に運用できる状態に維持管理するとともに、数量の確認を行うものとする。

8. 供給電源の管理

電気通信設備に供給する交流電源及び直流電源の状態監視を行うものとする。

9. 通信機器室の管理

通信機器室及び監視室の整理整頓に心掛け、汚損されたところの清掃を行うものとする。

10. 無線局検査時の協力

電波法に基づく無線局の検査が行われる場合には、立会するとともに、運用管理に対する疑義に対応するものとする。

第6条 連絡・報告等

1. 原則として、関係機関以外に対し連絡等を行う場合は、連絡内容等について監督職員の確認を受けるものとする。

2. 前記の連絡等を行った時は、その内容、相手方所属氏名、時間等を運転監視日報に記録する。なお、報告書類の提出部数は1部とする。

第7条 物品等の使用

受注者は、本業務の履行にあたり無線室を庁舎内待機場所とし無線室に設置された次表に示す物品を使用することが出来る。但し、故意又は過失により物品等が著しく損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて賠償しなければならない。なお、使用に先立ち使用願いを提出すること。

貸与物品

品名	品質・規格	単位	数量	引渡場所 引渡時期	返還場所 返還時期
共有パソコン	FUJITSU LIFEBOOK A746/N	台	1	北部ダム統合 管理事務所内 令和2年4月1日	北部ダム統合 管理事務所内 令和2年4月30日
P H S 電話機	HITACHI HI-D8PS	台	1		
事務机	片袖	台	1		
椅子		台	1		

第 3 章 そ の 他

第 1 条 契約変更

本業務の数量は、「数量総括表」のとおりとし、この数量に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

第 2 条 名札の着用

本業務を履行するにあたっては、業務名、工期、顔写真、所属会社名および社印の入った名札を着用させるものとする。

第 3 条 実施条件

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

第 4 条 受注者の責務

本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

運転監視業務対象機器 (1 / 2)

点検場所	設 備 名	規 格	員 数	備 考
北部ダム統合管理事務所	デジタル多重無線通信装置 (大北向)	(128QAM) 768CH 6.3Mbps×8	1 組	
	デジタル多重無線通信装置 (川上向)	(128QAM) 768CH 6.3Mbps×8	1 組	
	デハイドレータ		1 台	
	無線通信網監視制御装置	監視制御装置	1 台	WEBサーバ
	無線通信網監視制御装置	被監視制御装置	1 台	アレスターユニット、保安器含む
	直流電源装置	48V通信設備用 KSR-48-20N	1 組	DC-DCコンバータ (48/24V-8.7/10A) 含む
	L3-SW (IPネットワーク)		2 台	幹線×1、本線×1
	IP電話交換装置		1 式	SIP×1、VOIP-GW×8、 コアL2×1、コアL2×5、 BS×19、UPS×2
	画像提供装置 (テレビ共聴装置)		1 式	
	レーダ雨量計監視制御端末		1 式	
レガシー回線用 基線L3-SW		1 台		

運転監視業務対象機器 (2 / 2)

点検場所	設 備 名	規 格	員 数	備 考
北部ダム統合管理事務所	受変電設備		1 式	
	発電機設備		1 式	
	機側操作盤		2 面	
	空調設備 (無線室)		3 組	
	自動消火設備	ハロン消火設備 (Aタイプ)	9 組	
	自動消火設備	ハロン消火設備 (Bタイプ)	12 組	
	鉄塔	3 6 m未満	1 基	空中線 2 基含む
	デジタル陸上移動通信システム (K-λ)		1 式	
	C C T V設備		1 式	マルチ表示盤含む
	C C T V遠隔監視装置 (大保ダム画像)		1 式	
	河川情報システム		1 式	データ表示盤含む
	洪水予測システム		1 式	
	防災情報共有システム		1 式	
	地震情報システム		1 式	
	河川情報表示装置主制御機		1 台	
	ファイルサーバ		1 台	
	レーダ雨量計データ配信装置		1 式	
	無停電電源装置	2 0 K V A	1 式	
	空調設備 (操作室、機器室 I、機器室 II、旧機器室 III、CVCF室)		9 組	
	衛星電話装置		1 台	
	線路監視装置		1 台	
	SDN		1 式	
	IPテレビ会議装置		1 台	
映像蓄積装置		1 式		
ウイルス対策ゲートウェイ		1 台		

業 務 数 量 総 括 表

業 務 名 令和2年度4月ダム統管通信設備運転監視業務

内閣府 沖縄総合事務局
北部ダム統管理事務所 防災情報課

業務数量総括表

業務名	令和2年度4月ダム統管通信設備運転監視業務 (当 初)				事業区分	電気通信施設保守	
					業務区分	運転監視保守業務	
費目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
運転監視		式		1			
直接費(運転監視)		式		1			
労務費		式		1			
運転監視		日		21			
諸経費		式		1			
諸経費		式		1			
業務価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
業務費計		式		1			

見 積 参 考 資 料

業 務 名 令和2年度4月ダム統管通信設備運転監視業務

この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

※ 建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

内閣府 沖縄総合事務局
北部ダム統管理事務所 防災情報課

見積参考資料

業務名	令和2年度4月ダム統管通信設備運転監視業務 (当初)					事業区分	電気通信施設保守		
						業務区分	運転監視保守業務		
費目・工種・種別・細別・積算要素	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参 考 事 項			
						名称	単位	数量	
運転監視		式		1					
直接費(運転監視)		式		1					
労務費		式		1					
運転監視		日		21		< 1 日当り > 運転監視技術員	人	1	
諸経費		式		1					
諸経費		式		1					
業務価格		式		1					
消費税相当額		式		1					
業務費計		式		1					

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 18 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

（適正な安全管理）

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

平成21年 6月 9日
改正 平成21年 9月10日
平成23年 4月20日
平成24年12月25日
最終改正 平成29年12月21日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成18年8月25日付け財計第2017号を準用して、同号一（2）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（2）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

<参考> 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

(参加資格)

第3条 本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一 予決令第70条及び第71条の規定を準用して、これに該当しない者

二 九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成13年1月6日付け国官会第22号）」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認められた者

三 見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四 内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者

ただし、管内だけでは十分な参加者が見込めないと判断した場合はこの限りではない。

五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手続)

第4条 毎週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分から翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分まで、カウンターで仕様書を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をFAXすることができる。

2 見積書は、前項の翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送又はFAX※とする。なお、FAXの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出する。

注）FAXの見積書提出において、最低価格（売払いの場合は最高価格。以下「最低価格」という。）の見積業者以外の業者が見積書の正を提出せず、見積書の正の提出者が最低価格の業者のみとなった場合は、見積書の正を提出した業者を契約の相手方とする。

なお、見積書の正が提出されなかったFAXの見積書については、別途保管し証拠書類には添付しない。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

※ FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

3 見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

＜予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得（昭和54年4月1日開管理第469号。以下「心得」という。）第4条参照＞

4 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。

(見積書の無効)

第5条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。

- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- 二 委任状を持参しない代理人のした見積
- 三 記名押印を欠く見積
- 四 金額を訂正した見積
- 五 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 六 明らかに連合によると認められる見積
- 七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積
- 八 その他見積に関する条件に違反した見積

<心得第3条参照>

(結果の閲覧等)

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

- 2 見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。
- 3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

(その他)

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。